

建築物排水管清掃優良事業者認定(以下、優良事業者認定)制度とは

優良事業者認定とは、建築物排水管清掃事業者として、業務依頼者の利便の向上と信頼を確保することを目的とし、良質なサービスを提供する事業者を認定する制度です。

認定を希望する企業は、下記の申請条件を満たしていることを確認の上、条件を満たしていることを証明する書類を添えて申請を行い、審査委員会で審査の上、認定が行われます。

① 申請に必要な条件

- 全国管洗浄協会会員であること
- 建築物排水管清掃事業の登録業者であること
- 従事者の内、30%以上の建築物排水管清掃技士を有していること
- 酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者を有していること
- 納税に未納が無いこと
- 請負賠償責任保険に加入していること
- 高圧洗浄車(機)の性能が吐出圧力20MPa以上、吐出水量25L/min以上の性能を有していること
- 個人情報・機密情報の保護方針を定めていること

② 有効期限は認定から6年間

申請手順のフロー

